

昭和園クラブハウス条例

○昭和園クラブハウス条例

昭和62年6月23日

条例第5号

改正 平成元年3月20日条例第6号

平成9年3月21日条例第1号

平成12年3月14日条例第3号

平成14年3月15日条例第14号

平成17年9月16日条例第23号

平成25年12月20日条例第44号

令和元年9月17日条例第7号

注 平成14年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 市民の健康の増進と福祉の向上を図るため、昭和園クラブハウス(以下「クラブハウス」という。)を設置する。

(平17条例23・全改)

(名称及び位置)

第2条 クラブハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
昭和園クラブハウス	釜石市中妻町三丁目1番

(平17条例23・全改)

(指定管理者による管理)

第3条 クラブハウスの管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平17条例23・追加)

(開館時間)

第4条 クラブハウスの開館時間は、9時から21時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(平17条例23・追加)

(休館日)

第5条 クラブハウスの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(平17条例23・追加)

(利用の許可)

昭和園クラブハウス条例

第6条 クラブハウスを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、クラブハウスの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平17条例23・旧第3条繰下・一部改正)

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他クラブハウスの管理上適当でないと認めるとき。

(平17条例23・追加)

(利用許可の取消し)

第8条 指定管理者は、クラブハウスの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、第6条第2項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはクラブハウスからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により、クラブハウスの管理上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、賠償の責めを負わない。

(平17条例23・追加)

(利用料金)

第9条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、前項に定める利用料金を指定管理者に利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(平17条例23・追加)

(利用料金の収入)

昭和園クラブハウス条例

第10条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平17条例23・追加)

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が利用するとき。
- (2) 市が主催し、又は共催する事業に利用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

(平14条例14・一部改正、平17条例23・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由からクラブハウスを利用できなかったとき又は指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平17条例23・旧第9条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第13条 利用者は、クラブハウスにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(平17条例23・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第14条 クラブハウスの管理について、第3条の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 平等な利用が確保されること。
- (2) 管理に係る経費の縮減が図られること。

昭和園クラブハウス条例

(3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者による管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(平17条例23・追加)

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) クラブハウスの利用の許可に関する業務
- (2) クラブハウスの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、クラブハウスの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(平17条例23・追加)

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(平17条例23・追加)

(損害賠償義務)

第18条 指定管理者及び利用者は、自己の責めに帰すべき理由によりクラブハウスの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(平17条例23・旧第10条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者及びクラブハウスの業務に従事している者は、クラブハウスの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間を満了し、若しくは指定を取り消され、又はクラブハウスの業務の従事を退いた後においても、同様とする。

昭和園クラブハウス条例

(平17条例23・追加)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例23・旧第12条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成元年3月20日条例第6号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月15日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の昭和園クラブハウス条例の規定により使用の許可をした者の当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月16日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例中指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為に関する規定は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成25年12月20日条例第44号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(昭和園クラブハウスの利用に係る利用料金に関する経過措置)

第4条 この条例の施行の日前に利用の許可がされている同日以後の昭和園クラブハウスの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

昭和園クラブハウス条例

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(公の施設の使用料等の経過措置)
- この条例第5条の規定による改正後の釜石市球技場条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の昭和園クラブハウス条例の別表の規定、第7条の規定による改正後の釜石市民交流センター条例の第8条の規定、第8条の規定による改正後の釜石市中妻体育館条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の釜石市基幹集落センター条例の別表の規定、第14条の規定による改正後の釜石市多目的集会施設条例の別表の規定、第16条の規定による改正後の釜石市公共牧場条例の別表の規定、第17条の規定による改正後の釜石市林業センター条例の別表の規定、第24条の規定による改正後の市営釜石ビル条例の別表の規定、第25条の規定による改正後の釜石市駐車場条例の別表の規定、第26条の規定による改正後の釜石市都市公園条例の別表第3、別表第7及び別表第8の規定第27条の規定による改正後の釜石市都市広場条例の第8条の規定及び第28条の規定による改正後の釜石市青葉ビル条例の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に利用の許可がされている施行日以後の公の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

(平17条例23・全改、平25条例44・令元条例7・一部改正)

集会室利用料金上限額

区分		昼間	夜間	全日
		9時～17時(1時間につき)	17時～21時(1時間につき)	9時～21時
集会室	利用料金	250円	320円	3,130円
	冬期加算料	160円	200円	2,000円

備考

- 冬期加算料は、11月から翌年4月までの期間の利用料金に加算する。
- 営利を目的として使用する場合は、集会室等利用料金の額の2倍に相当する額とする。
- 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。